最終更新日：2018年12月25日
株式会社アドバンテスト
代表取締役兼執行役員社長 吉田　芳明
問合せ先：常務執行役員　管理本部長　藤田　敦司
証券コード：6857
https://www.advantest.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

アドバンテストグループは当社の「コーポレートガバナンス基本方針」においてコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めております。

「コーポレートガバナンス基本方針」の概略
アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、「The ADVANTEST Way＆行動規範」を制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めています。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化および透明性の向上を図ることです。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項について決定するとともに、経営の監督機関として、取締役の職務執行および業務執行機関の業務執行を監視、監督しています。

さらに、急速に変化する経営環境に対応して、迅速な業務執行を行うため執行役員制度を導入しています。

また、監査機能については、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（2014年（平成26年）法律第90号）により導入された監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しています。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況の調査に加え、監査室、内部統制委員会、会計監査人等との連携により、取締役の職務執行および執行役員その他業務執行機関の業務執行を監査します。

なお、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、以下の当社ウェブサイトにおいて公開しています。
(https://www.advantest.com/investors/management-policy/corporate-governance)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4】政策保有株式に関する方針および政策保有株式の議決権行使基準

当社は、取引先との安定的および長期的な取引関係の構築、業務提携による関係強化、研究開発の効率化等、当社グループの戦略上重要な目的を有すると判断される株式を政策保有株式として保有することがあります。当社は、提出日現在、政策保有株式として2銘柄の上場株式を保有しています。

当社は、上場するすべての政策保有株式について、保有目的が適切であるかを検証し、取締役会に報告しています。また、有価証券報告書にて、保有株式数、貸借対照表計上額および保有目的を開示しています。

当社は、具体的な議決権行使の基準を策定しておりませんが、政策保有株式にかかる議決権行使については、その会社の取締役会の判断を尊重します。ただし、当社グループとの関係に悪影響を及ぼす場合、株主共同の利益を損なうことが容易に想定される場合には該当する議案に反対票を投じることがあります。

【原則2-6】企業年金 のアセットオーナーとして機能発揮

当社グループの退職年金制度は、確定給付企業年金（DB）と確定拠出企業年金（DC）の混合型制度を採用しています。

当社グループでは、アドバンテスト企業年金基金において、当社と国内グループ会社の企業年金の積立金の運用を行っております。

企業年金の投資運用において過度なリスク運用や投機的な運用とならないよう、年金資産の運用に関する基本方針を定めています。運用にあたる適切な資質を持った人材の計画的な登用は今後の検討課題と考えていますが、確定給付企業年金においては、アドバンテスト企業年金基金が専門家のアドバイスを受けながら保有資産のリスクおよび購入予定の金融商品の適正性を継続的に確認しています。さらに、アドバンテスト企業年金基金の業務執行を審議する機関である理事会を構成する理事については、企業側が選ぶ理事と加入者側が選ぶ理事を同数とすることにより、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるような体制を構築しています。

なお、確定拠出企業年金（DC）につきましては、2018年10月の移換時に受益者である加入者に対して本制度の説明会を実施しました。

【補充原則4-1③】最高経営責任者等の後継者の計画

後継者計画については、指名報酬委員会にて審議の上、取締役会が主体となって取り組んでいく予定です。現在、後継者計画に関しては以下の通り考えています。

・代表取締役等の後継者については、原則、取締役および執行役員を社内候補者とし、また、取締役および執行役員の後継者計画においては、原則、上級管理職を社内候補者とします。
・取締役会において、執行役員から様々な業務に関する状況説明や課題等について報告を受けることにより、直接業務に接点の少ない社外取締役が、次期代表取締役等の資質や経験等を確認できる機会とします。
・各々の後継者候補者の育成方針を定め、上級管理職も含めた後継者候補者に対するトレーニングを強化するとともに、その状況について指名報酬委員会および取締役会で協議します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7】関連当事者間取引についての適正手続きの枠組み

当社は、当社と当社取締役、当社執行役員または当社主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益を害することのないよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。ただし、当該取引の取引条件が一般の取引と同様である場合はこの限りではないものとします。

2018年度については、提出日時点において、当社と当社取締役、当社執行役員または当社主要株主との取引はありませんでした。

【原則3-1】(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念は、「先端技術を先端で支える」です。

経営戦略、経営計画については、2018年を基点とする「グランドデザイン（10年）」で当社がどうありたいか、何をなすべきかを定め、また向こう3年の目線での中期経営計画を策定し、2017年度決算発表時に開示しました。 詳細の内容につきましては以下の当社ウェブサイトにおいて公開しています。
(https://www.advantest.com/ja/investors/management-policy/mid-long-term-management-policy)

【原則3-1】(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「先端技術を先端で支える」との経営理念に従い、ステークホルダーからの負託に応え、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。その実現のため、当社ではコーポレートガバナンス基本方針を定めております。

【原則3-1】(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および執行役員の報酬については、以下の通り、「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。また、業務執行取締役および執行役員の報酬内容については、固定報酬に加え、業績に連動させた賞与および株式報酬からなり、それらの適切な割合を指名報酬委員会にて審議し、取締役会で決定しております。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については固定報酬のみとなっております。

「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」

1．趣旨
取締役および執行役員の報酬については、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、経営を担う優秀な人材の確保およびモチベーション向上に資するよう、本方針と手続きを定めます。

2．報酬の体系および決定方針
取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬は、上記1．に定める趣旨に従い、①固定報酬、②業績連動賞与、③株式報酬で構成するとともに、これらの金額および割合を適切に設定します。社外取締役については、その役割や独立性を考慮し、①固定報酬のみとします。

① 固定報酬については、外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定します。
② 業績連動賞与については、短期インセンティブとして位置付け、当社グループの売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき算出します。
③ 株式報酬については、長期インセンティブおよび株主価値の共有として位置付け、業績の動向、経営環境、株価水準等を総合的に勘案し、ストック・オプションと業績連動型株式報酬を付与します。なお、業績連動型株式報酬は連続する3事業年度における当社グループの売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき受取株式数が変動します。

3．報酬決定の手続
取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。
監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

【原則3-1】(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および執行役員の選任にかかる基本方針として、以下に記載した「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」で定めています。

「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」

1．取締役および執行役員選任の基本方針
当社は、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を役員とすることを基本方針とし、次の資質を有する者の中から、各役員別の選任基準を勘案し、選任します。
・当社グループの経営理念を尊重し、優れた人格および見識を有する者
・当社グループの歴史、企業文化、社員特性等を良く理解し、事業に関して十分な経験と知識を有する者
・当社グループの置かれた経営環境、競合の動向等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行を行うことができ、また、絶えず検証し、改善する努力を継続できる者
・当社グループの属する業界および提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができる者

2．取締役および執行役員の選任・選定基準
①社内取締役（監査等委員である取締役を除きます）
経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者としてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ者の中から、人格、経験、当社の取締役としての在任年数等も総合的に勘案し、候補者とします。

②社外取締役（監査等委員である取締役を除きます）
当社の定める独立性判断基準に該当し、かつ次のいずれかの経歴または能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社社外取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。
・弁護士等の法律の専門家
・会社の経営に関与した経験を有する者
・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
・半導体関連業界等、当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
・研究、開発の豊富な経験を有する者
・その他上記各項目に準じた経歴または能力を有する者

③監査等委員である取締役
次のいずれかの経歴または能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社の取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。
・当社での取締役、執行役員、管理部門、内部監査部門等の経験を有する者
・弁護士等の法律の専門家
・会社の経営に関与した経験を有する者
・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
・半導体関連業界等、当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
・研究、開発の豊富な経験を有する者
・その他上記各項目に準じた経歴または能力を有する者

④代表取締役、会長、副会長
株主総会において選任された取締役の中で当社グループを代表するにふさわしい者を代表取締役として選定します。また、取締役の中から取締役会を招集し、議長を務める会長および会長を補佐する副会長を選定することができます。

⑤執行役員
業務執行の責任者にふさわしい経歴、能力およびリーダーシップを持つ者の中から、人格等も総合的に勘案して選任します。また、執行役員の中から当社グループ全体の事業を統率するに最もふさわしい者を執行役員社長として選定します。さらに、執行役員の中から執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員を選定することができます。

3．取締役および執行役員の解任・解職基準
次に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任・解職提案の対象とします。
・法令、定款、その他当社グループの規定に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
・取締役および執行役員の選任・選定基準に定める資質を欠くことが明らかになった場合
・当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役および執行役員社長にのみ適用）
・担当事業または担当領域において著しい業績不振を招いた場合（執行役員にのみ適用）
・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合
・公序良俗に反する行為を行った場合
・健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

4．取締役および執行役員選任・選定の手続
取締役候補者の指名に当たっては、指名報酬委員会が取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会の提案について審議し、取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。
執行役員の選任に当たっては、指名報酬委員会が取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会の提案について審議し、執行役員を選任します。
代表取締役、会長、副会長、執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員については指名報酬委員会の提案に基づき、取締役会で審議し、選定します。

5．取締役および執行役員解任・解職の手続
取締役および執行役員について、指名報酬委員会から解任・解職基準に該当するとの審議結果の報告があった場合、または他の取締役から解任・解職基準に該当する旨の提案があった場合には、取締役会にて審議を行います。取締役会において解任・解職基準に該当すると判断したときは、取締役会は次のとおり対応します。

・代表取締役、会長、副会長
代表取締役、会長、副会長を解職します。

・取締役
取締役の解任に関する議案を臨時株主総会に提出します。

・執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員
執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員を解職します。

・執行役員
執行役員を解任します。

【原則3-1】(v)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

監査等委員でない取締役各氏および村田恒子氏の選任・指名につきましては、第76回定時株主総会招集ご通知（6頁～14頁）を、栗田優一氏および山室惠氏の選任・指名につきましては、第75回定時株主総会招集ご通知（13頁～15頁）をご参照ください。
（https://www.advantest.com/investors/shares-and-corporate-bonds/shareholders-meeting）

【補充原則4-1①】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は機動的な意思決定と迅速な企業経営の実現のため、法令上また定款上取締役会による専決事項とされている事項および特に重要な業務執行に関する事項以外の業務執行の決定について原則として執行役員社長に委任しています。また、常務執行役員以上の執行役員をもって構成する常務会で業務執行に関する重要事項を審議します。
2017年度に取締役会規則を見直し、より執行役員社長に権限を委譲するとともに、取締役会にて、業務執行取締役による職務の執行状況の報告を充実させています。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

現在、当社は、9名の取締役のうち、4名の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

以下に記載した「独立社外取締役の独立性判断基準」で定めています。

「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社の社外取締役が現在または最近において、以下の要件の全てに該当しないと判断される場合に、独立性を有するものと判断します。

1．主要な取引先
① 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
② 当社の主要な取引先またはその業務執行者

2．専門家
当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）

3．近親者
① 上記1．または2．の近親者
② 当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
③ 最近において当社または当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者

（注1）「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます
（注2）「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます
（注3）「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます
（注4）「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

【補充原則4-11①】取締役会の構成についての考え方

前掲「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示　【原則3-1】(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」を参照ください。

【補充原則4-11②】取締役の兼任状況

社外取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や事業報告等の開示書類において、毎年公表しております。

【補充原則4-11③】取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要

取締役会はその役割と責務の実効性を評価するため、取締役全員にアンケートを行い取締役会の構成、運営、議論の状況等について意見の収集と分析を行いました。その結果、代表取締役等の後継者の計画や経営陣の選任・選定、解任・解職のプロセスの向上と取締役へのトレーニングにつきましては、更なる改善の余地があるとの指摘がありました。それに基づき取締役会にて議論を行い、後継者計画および経営陣の選任・選定、解任・解職のプロセスにつきましては、「コーポレートガバナンス基本方針」と「コーポレートガバナンス報告書」に記載することにいたしました。2018年度の取締役および執行役員のトレーニングにつきましては、取締役および執行役員（それぞれ外国籍の者を含む。）に対してコーポレートガバナンスに関するトレーニングを実施しております。その他のトレーニングも今後も引き続き実施していく予定です。また、取締役会構成員の多様性の向上についての指摘がありましたが、2018年6月27日の定時株主総会において女性の新任取締役1名が選任されました。今後多様な視点を経営に反映してまいります。

【補充原則4-14②】取締役に対するトレーニングの方針

以下に記載した「取締役に対するトレーニングの方針」で定めています。

「取締役に対するトレーニングの方針」

1．当社は、取締役に新たに就任する者に対し、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、求められる役割と責務を充分に理解できるように、次の各号の対応を行います。

①取締役に求められる役割と責務（法的責任を含みます）についての説明
②当社グループの事業、財務、組織、重要な社内規定、コーポレート・ガバナンス体制、内部統制についての説明
③就任後においても、必要に応じ、上記①および②について適宜更新

2．当社は、必要に応じて、個々の取締役に適合したトレーニングを提供します。

2018年度においては、以下のとおりトレーニングを実施しました。

・新たに就任した社外取締役に対しては、会社の事業、組織等に関する説明会および当社の事業所の見学会を実施しました。
・取締役および執行役員に対して、外部講師によるガバナンスに対するレクチャーを実施しました。

【原則5-1】株主との対話促進のための体制整備・取組みに関する方針

以下に記載した「IR基本方針」で定めています。

「IR基本方針」

当社は、代表取締役兼執行役員社長（CEO）を最高責任者とし、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを以下に定める指針に基づき推進します。これにより株主・投資家の皆様への説明責任を果たすとともに、コミュニケーションを通じ信頼や評価を得られるように努めます。

1. 開示基準
① 重要情報の開示
当社は、重要情報の開示について、金融商品取引法、金融商品取引所の規則その他関係法令・規則（以下、金融商品取引法等という。）を遵守し、適時適切に行います。
なお、重要情報とは、金融商品取引法等において、当社または当社子会社に関する重要な事項を決定した場合もしくは重要な事象が発生した場合に適時開示を要する会社情報、および金融商品取引法等において開示を求められる会社情報を指します。
② 自主的な開示
重要情報に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様の投資判断に実質的な影響を与えると考えられる情報は、できるだけ速やかに、かつ公正に、開示を行います。

2. 開示方法
当社は、国内外の株主・投資家の皆様への開示の公平性を徹底するため、重要情報についてそれぞれ適切な方法で開示を行うとともに、当社ウェブサイトにおいても、開示後速やかにその内容を掲載します。
また、 重要情報以外の情報については、ニュースリリースの配信や記者会見および説明会の実施、当社ウェブサイトへの資料掲載等により、適宜 開示を行います。
なお、競争上あるいは守秘義務上、特定の情報に関するお問い合わせにお答えできない場合があります。

3. 将来予想について
当社が開示する情報には、今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する情報が含まれますが、これらの情報は、その後の経済情勢や社会情勢等の外的要因等により、大きく異なる結果となる場合があります。 将来の業績等に関する見通しを含む情報を開示する場合には、リスクや不確定要素を含む情報であることを明示します。

4. コミュニケーション体制
株主・投資家の皆様とのコミュニケーションに関する窓口および実務対応は、社長室内に設置したIR課が担います。当社が行う主要なIR活動は原則、IRスポークスパーソンと定めた代表取締役兼執行役員社長(CEO)、取締役兼執行役員副社長、財務担当役員（CFO）、社長室長、社長室副室長、IR課担当者を通じて行いますが、個別の要望がある場合やコミュニケーション内容に応じ、社外取締役を含む役職員をIRスポークスパーソンとして設定します。
またIR課は専門的知識を備えた社内関係部署と密に連携することで、IRスポークスパーソンの活動を補佐します。

5. コミュニケーションの充実
決算説明会や当社ウェブサイトによる情報開示のほか、個別面談、施設説明会、個別事業の説明会等の機会を通じて、株主・投資家の皆様に当社の事業環境や経営戦略等への理解を深めていただけるよう努めます。

6. コミュニケーションを通じて頂いたご意見等の経営への反映
株主・投資家の皆様より頂いた有用なご意見等については取締役会で共有を図るとともに、当社の持続的発展と中長期的な企業価値向上のため活用します。

7. インサイダー情報の管理および開示の公平性について
当社は、重要情報の管理基準および役職員の株式等の売買に関する行動基準を定めた社内規則「インサイダー取引防止規定」を徹底し、インサイダー取引の未然防止を図ります。
さらに当社のIRスポークスパーソンは、コミュニケーションの場に複数名で臨むこと等により、未公表の重要情報の伝達を行わないよう、また対話の中で情報格差が生じないよう、十分留意します。

8. 沈黙期間
当社は開示の公平性を確保するため、各四半期決算期末日の翌日から各四半期決算発表日までを沈黙期間と定めます。この期間は、当該決算に関する問い合わせへの対応を控えます。
ただし、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合は、適時適切に開示します。

9. アナリスト業績予想への対応
当社は、証券アナリストが業績予想をするにあたって干渉しません。ただし、公表された当社の過去情報に関わる誤りがあれば、その旨指摘することがあります。

10. 市場の噂への対応
市場の噂に関しては、コメントしないことを基本方針とします。しかし、噂が資本市場に大きな影響を与える場合、または金融商品取引所その他の機関から説明等の対応を求められた場合は、必要に応じ関連部署の責任者と協議の上、適切に対応するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,291,500	24.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,523,300	9.54
THE BANK OF NEW YORK 133524	5,513,500	2.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	5,009,900	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,690,500	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,638,575	1.35
SMBC日興証券株式会社	2,617,200	1.34
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	2,608,558	1.34
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,552,120	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,416,200	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

提出日現在、次の大量保有者から大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については、上記「大株主の状況」には含めていません。

1. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社
2. 三菱UFJ信託銀行株式会社他2社
3. 野村證券株式会社他2社
4. 三井住友信託銀行株式会社他1社
5. 大和証券投資信託委託株式会社他2社
6. ブラックロック・ジャパン株式会社他6社
7. みずほ証券株式会社他2社

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
唐津　修	他の会社の出身者											
吉川　誠一	他の会社の出身者											
山室　恵	弁護士											
村田　恒子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐津　修		○	―――	国内外の研究開発機関のマネジメントの経験に加え、半導体に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断しました。
吉川　誠一		○		国内の研究開発企業のマネジメントの経験により、研究開発戦略の専門家としての幅広い知識と経験を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断しました。

山室　恵	○	○	―――	過去に直接会社の経営に関与したことがありませんが、他社にて社外監査役を務め、法曹界において長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務ならびに国内外のコンプライアンス対策およびガバナンスに精通しています。現在は当社の監査等委員である取締役として監査・監督およびガバナンスの向上に努めています。このような実績を踏まえ、監査・監督機能の向上の実現のために適切な人材と判断しました。
村田　恒子	○	○	―――	民間企業および日本年金機構における役員としての実務経験に加え、法務部門責任者としてコンプライアンス対策および企業ガバナンスに精通しており、さらに日本年金機構における監事としての監査実務を通じた豊富な経験や実績を踏まえ、監査・監督機能の向上の実現のために適切な人材と判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を1名配置しています。当該従業員の選任、異動、考課等の人事事項は、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、当該従業員は、専ら監査等委員の指示・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役、その他の役職員からの独立性を確保するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門である監査室、アドバンテストグループ各社の監査役との定期的な協議および必要に応じて随時打合せを行うことにより相互の連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職ならびに取締役および執行役員の報酬の決定に当たり取締役会の役割を補完する任意の機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会が、指名委員会および報酬委員会双方の機能を担っています。指名報酬委員会は職務の遂行にあたり、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職および報酬の公正性、妥当性および透明性を向上させる責務を負います。

指名報酬委員会は、取締役会決議により、取締役の中から選定された委員によって構成されます。なお、委員の過半数は独立社外取締役により構成されるものとします。現在の委員は、吉川誠一氏、山室恵氏および吉田芳明氏であり、吉川誠一氏が委員長を務めています。指名報酬委員会は、月1回程度の頻度で開催しております。

指名報酬委員会は、取締役および執行役員については、取締役会の定める「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」(*1)に従い、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として取締役会に提案し、独立社外取締役については、前項の「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」に加え、取締役会の定める「独立社外取締役の独立性判断基準」(*2)に従い、豊かな知見を持ち、取締役会への積極的な貢献が期待できる人物を、候補者として取締役会に提案するものとします。

(*1)「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」　前掲「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示　[原則3-1] (iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」を参照ください。

(*2)「独立社外取締役の独立性判断基準」　前掲「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示　[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準」を参照ください。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

「独立社外取締役の独立性判断基準」は、　前掲「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示　[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準」を参照ください。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、業績連動賞与および株式報酬で構成されています。うち、株式報酬は、ストックオプションと業績連動型株式報酬の2種類で構成されています。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役につきましては、固定報酬とのみとなっています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に重要な役割と責任を有すると認められる者に付与しています。

監査等委員である取締役および社外取締役については、2018年6月27日開催の定時株主総会の決議により、ストックオプションおよび業績連動型株式報酬の付与対象者から外れています。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において個別開示を行っています。なお、有価証券報告書では以下の通り個別開示を行っています。

・2017年度における取締役　吉田　芳明に対する報酬等の総額は103百万円（基本報酬60百万円、株式報酬3百万円、賞与40百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、指名報酬委員会にて、「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」(前掲「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示　[原則3-1] (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載してあります。) に基づき、監査等委員である取締役を除く取締役および執行役員の報酬につき審議し、取締役会に提案するものとします。取締役会は、指名報酬委員会からの提案に基づき、監査等委員である取締役を除く取締役および執行役員の報酬を審議、決定します。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に基づき、協議により決定します。

なお、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の上限は年額6億円、監査等委員である取締役の金銭報酬の上限は年額1億円、業績連動型株式報酬の上限は年額2億円、ストックオプション報酬の上限は年額2億円です。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社長室ならびに総務部 (取締役会事務局) が社外取締役のサポートを担当しています。また、取締役会の資料を原則3営業日前までに社外取締役に提供するように努めています。当社の事業遂行状況等の社内 (またはグループ全体) 情報においては、しかるべき担当者より、必要に応じて、社外取締役に対し直接報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
黒江　真一郎	顧問	業界団体・経済団体活動等	勤務形態：常勤 報酬：有	2017/1/25	1年 (契約を更新する場合は1年契約とします)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

当社は、取締役会で顧問の就任および再任を決議しています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化および透明性の向上を図ります。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項について決定するとともに、業務執行機関が迅速かつ効率的な職務執行ができるように必要となる権限委譲を行いながら経営の監督機関として、業務執行機関の職務執行を監視、監督します。当社は、取締役会メンバーに複数の社外取締役を含めることで、取締役会の監視、監督機能を強化しています。なお、権限委譲された業務の執行に関し、一定以上の重要案件については、原則常務会での審議が行われます。会議は月2回程度開催しております。

また、監査機能については、監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しています。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会およびその他の重要な会議への各監査等委員の出席や業務および財産の状況の調査に加え、監査室、内部統制委員会、会計監査人等との連携により、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査します。

内部監査については監査室を設置し、複数の専任の従業員により、会社の内部統制の整備・運用状況を日常的に監視するとともに、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っています。

会計監査については、当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、所定の監査を受けています。2017年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、薄井　誠氏、北本　佳永子氏および脇本　恵一氏です。継続監査年数は全員7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等の専門的知識を有する者を含んでいます。

なお、監査等委員会の機能強化に係る取り組み状況については、独立性の高い社外監査等委員2名を選任しております。監査等委員である取締役の栗田優一氏は、当社の財務および管理担当役員における長年の経験があり、財務および会計に関する十分な知見を有する者です。また、監査等委員である取締役の山室恵氏および村田恒子氏は法務に関する十分な知見を有する者です。その他の取り組み状況につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　[監査等委員会]」に記載しています。

また、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職、報酬決定等の機能については指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　[任意の委員会]」に記載して

います。

社外取締役と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。なお、当社は、業務執行取締役等である者を除く取締役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化および透明性の向上を図ることを目的として、経営の意思決定および監督機能をもつ取締役会と業務執行機関とを分離しています。

また、急激に変化する経営環境に即応する体制を確立し、迅速な業務執行を行い、透明性を向上するため執行役員制度を導入しています。

さらに当社は、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査するため、監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、1～2日前倒しで開催することにより、株主が参加しやすく設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（日本語、英語）を当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	報告事項のプレゼンテーション資料を当社ウェブサイトに掲載し、株主総会終了後には、取締役と株主との懇談の場を設けています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて「IR基本方針」を公表しています。 (https://www.advantest.com/investors/management-policy/basic-investor-relations-policy)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算発表時に会社説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回のペースで、米国およびヨーロッパにおいてロードショーを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて財務情報、株式・株主情報および会社説明会の資料等を掲載（英文も有り）しています。 (https://www.advantest.com/investors)	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として社長室　経営企画統括部　IR課を設置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ＣＳＲ基本方針」において、ステークホルダーを尊重し、社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に向けて貢献することを定めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社長室　コーポレートコミュニケーション統括部　CSR・環境推進室を設置し、組織的に活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	毎年、「環境・社会活動に関する報告書（Sustainability Report）」を作成し公表しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動を採ることを明確にするため、アドバンテスト行動規範を周知徹底しています。さらに、取締役および執行役員に対しては、アドバンテスト行動規範に加え、役員倫理規定を適用しています。

また、法令遵守の徹底を図るための体制として行動規範委員会を設置し、アドバンテスト行動規範の運営状況を監視するとともに、アドバンテスト行動規範に照らして疑義のある事項の報告または相談を受け付ける窓口として、企業倫理ヘルプラインを設置し、報告者が不利益な取扱を受けない体制としています。

当社は、アドバンテストグループの経営環境、事業活動および会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別、分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施しています。

また、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、教育訓練を定期的に実施して緊急事態に備えています。

内部統制委員会は、リスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告しています。

当社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努めています。

当社は、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会、取締役会の議事録および関連資料、取締役の職務執行に関するその他の重要な文書）に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて適切に保存･管理しています。情報漏洩の防止については、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密情報の漏洩防止を行っています。

当社は、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当社とグループ各社で同質の内部統制システムを構築、運営しています。当社の内部統制システムは、グループ各社を担当する当社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告されます。グループ各社に対する内部監査は当社監査室が総括しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの書籍購入、寄付、会費等の要求にも毅然とした態度でこれを拒絶します。

アドバンテストグループでは、アドバンテスト行動規範において、「私たちは、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持ちません。私たちは、反社会的勢力からの書籍購入、寄付、会費等の要求にも毅然とした態度で拒絶します。」と定めており、全ての取締役、執行役員および従業員に対し、行動規範の周知徹底を図っています。

反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合、総務部が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら、総務部長が不当要求防止責任者として対応します。

企業倫理に係る社内研修において、反社会的勢力への対応について説明しています。また、反社会的勢力に対して一切関係をもたない旨を含んだ行動規範教育を年1回実施しています。さらに、取引基本契約等の取引先との契約に、反社会的勢力の排除条項を盛り込んでいます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社では、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の「有価証券上場規程」等が定める情報を正確、公平かつ適時に開示することを目的に開示委員会を設置し、開示統制を実施しています。

当社および関係会社における決定事実、発生事実および経理部で所管する決算情報は、開示統制機能を備える開示委員会事務局にて収集されます。

開示委員会事務局により収集・整理された情報は、情報取扱責任者によって適時開示の判定が行われ、開示委員会、取締役会を通じて開示されます。ただし、緊急を要するものは、情報取扱責任者の判断により代表取締役兼執行役員社長(CEO)および財務担当役員（CFO）の決裁を経て速やかに開示されます。

開示委員会の役割は、(1)開示すべき情報の重要性を検討すること(2)外部への情報開示を校閲し、その作成を監督すること(3)社内の開示統制および手続を確立させること(4)かかる統制と手続の有効性を注視し評価すること(5)開示等プロセスに関する必要な点を全て代表取締役兼執行役員社長（CEO）および財務担当役員（CFO）に直接報告することです。

また、開示情報の中でも特に関東財務局に提出する有価証券報告書等の定期的法定開示書類に関しては、開示統制手続きを開示委員会を設置して実施しており、代表取締役兼執行役員社長(CEO)および財務担当役員（CFO）は、開示統制手続の実効性を評価し認証しています。なお、これらの書類の作成にあたっては、社外独立監査人による財務諸表の監査と、必要に応じて社外弁護士によるレビューも受けることにより開示統制を強化しています。

当社は全ての重要な財務情報と非財務情報が適時かつ適切に開示されることを確保するために、より高い倫理観・誠実さ・社会的正義に則って、企業活動を推進することを基本とした「The ADVANTEST Way＆行動規範」を策定し企業倫理の徹底に取り組んでいます。また、2004年6月には、「役員倫理規定」を施行し、取締役および執行役員が誠実かつ倫理的な行動をとることを明確にしました。さらに「事業経営の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法規の遵守」、「資産の保全」の４つの目的を達成するために、内部統制委員会を設置し、内部統制の維持と管理に努めています。

以上のことにより、適時開示の適正性を確保しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

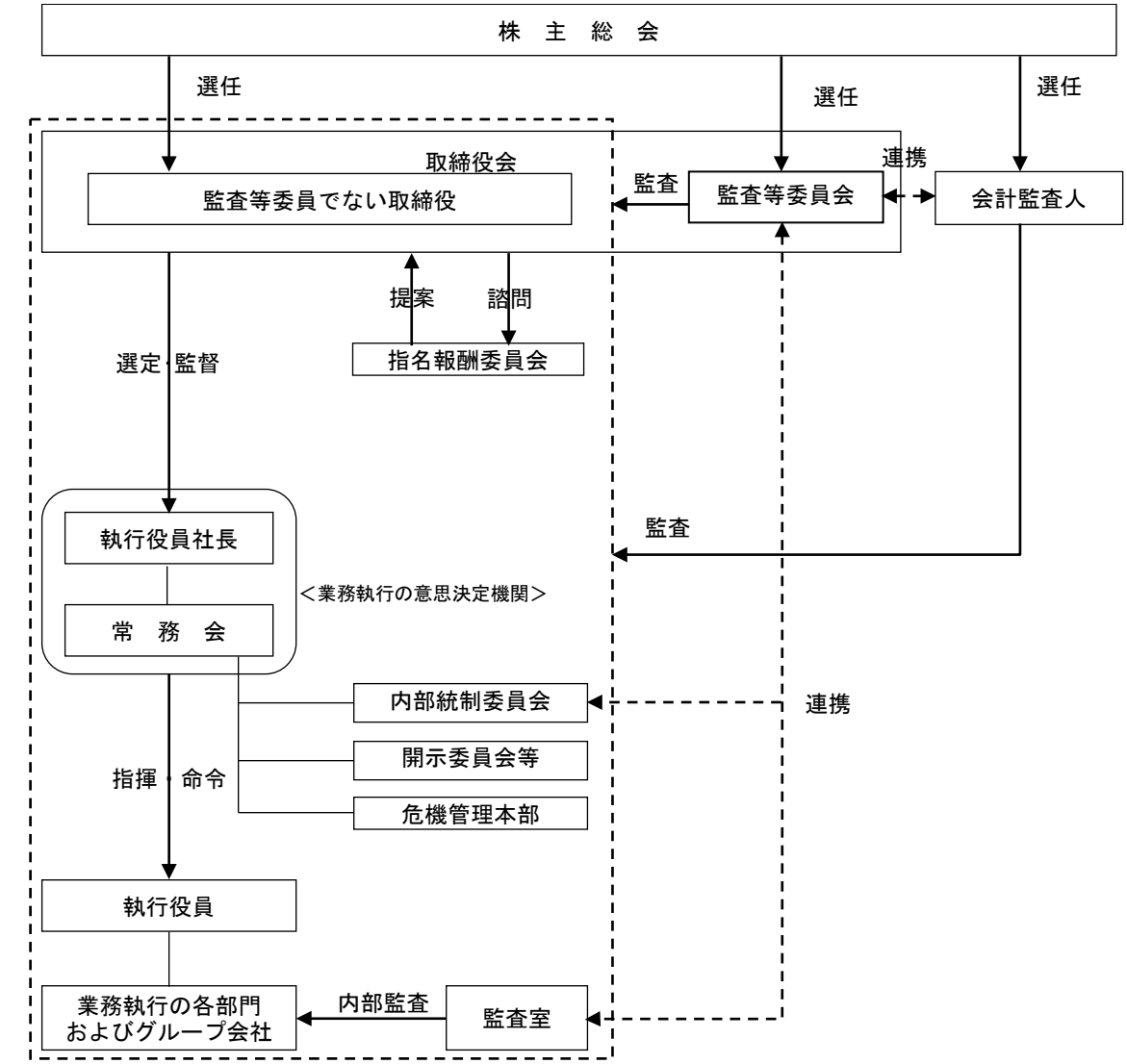

【適時開示体制の概要図】

